

【発行日】平成 21 年 7 月 1 日【編集・発行】横浜市桂台地域ケアプラザ【発行責任者】石塚 淳

HPアドレス:<http://www.katuradai.com>

定額給付金詐欺にご注意下さい！5 月から「定額給付金」の手続きが始まっています。先月、栄区内で区役所職員を名乗る男が訪問し、「定額給付金の申請はしましたか？今、2000 円をお渡しいただければ明日にでも振り込みしますよ。」と言葉巧みに現金を騙し取ろうとした事件が発生しました。幸いにも未遂で終わりましたが、定額給付金に関して、役所や警察の職員が直接お宅を訪問する事は絶対にありませんので、お気をつけ下さい。もし、不審者が現れた場合は、「栄警察署 894-0110」まで、ご連絡下さい。また、昨年 27 件（被害総額 5,000 万円）に及ぶ振込め詐欺が栄区内で発生しております。桂台地域ケアプラザでは、本郷中央地区社協や関係者の方々との協働福祉講座として、「被害に遭わないための防犯術」を 7 月 18 日(土)に開催いたします。皆様ふるってご参加ください。お待ちしております。詳細は下記のお知らせをご参照下さい。

中学生ボランティア講座

～自分たちの住んでる町を知ろう！～

地域のお祭りや、地域で取り組んでいるボランティア活動に参加して、自分たちが住んでいる町を知ろう！この夏、新しい自分に出会えるかも！

第 1 回：7 月 25 日(土) 9:30～18:00
「地域のお祭りでお手伝い」

第 2 回：7 月 26 日(日) 10:00～16:00
「高齢者疑似体験をして町を歩こう」

第 3 回：7 月 28 日(火) 10:00～14:30
「公田町団地の『青空市』でお手伝い」

第 4 回：7 月 31 日(金) 10:00～12:00
「自分たちができることを考えよう」

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

募集：近隣の中学生 15 名

締切：7 月 18 日(土)

場所：桂台地域ケアプラザ、公田町団地

* 場所や時間は日によって変更する事があります。



防犯講座

～被害に遭わないための防犯術～

「振込め詐欺」や「空き巣」の被害にあわないために、犯人心理を踏まえた防犯術を寸劇を交えて、分かりやすくお話しします。

日 時：7 月 18 日(土) 13:30～16:00

場 所：本郷地区センター 2 階大集会室

対 象：どなたでもご参加下さい

講 師：くらし安全指導員

紙芝居が世界をつなぐ

～心のかけはし・ブラジル公演報告会～

手作りの紙芝居と音楽のコラボレーションです。その魅力にぜひひられてください。

講演：かみしばいアンサンブルよこはま

大泉ひろ子さん 原和子さん

日時：7 月 24 日(金) 14 時～16 時

内容：

第 1 部 14:00～14:30

『紙芝居/パネルシアター(幼児の親子向け)』

第 2 部 14:45～16:00

『ブラジル公演報告』映像/お話/紙芝居

場所：桂台地域ケアプラザ 多目的ホール

定員：50 名(どなたでもお申込可能です)

* コーヒータイムあります♪

見守り活動のかべ? 誤解の多い? 個人情報保護法



はじめに

最近、ニュースや新聞、インターネットなどで「個人情報」という言葉を耳にする機会が多くなりました。平成 17 年に個人情報保護法が施行されて以来、マスコミ等で個人情報漏洩の被害についてたびたび取り上げられるようになり、その影響から一部では、個人情報の保護を理由に、本当に必要な時にも情報が提供されないという個人情報保護への「過剰反応」が起こっています。こうした中、5 月末に行われた栄区民生委員・児童委員協議会の全体研修では、講師として田園調布学園大学教授:村井祐一先生をお迎えし、時宜を得た「民生委員・児童委員活動と個人情報について」というテーマでわかりやすくお話をさせていただきました。今回は、大変好評だった研修内容の一部とともに、民生委員・児童委員の日頃の活動内容をご紹介します。

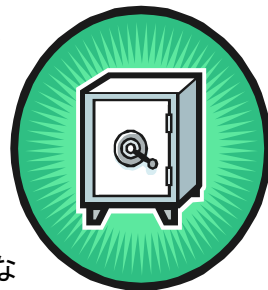
民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は地域の最も身近な相談役という立場で地域の皆さまの生活上の悩みをお聞きしています。地域の高齢者や障害者の見守り活動を行う中で、内容によって行政や地域包括支援センターに橋渡しをしたり、地域の行事へ参加したりするなど、幅広い活動をされています。民生委員・児童委員は自治会からの推薦を受け、民生委員法に基づき選任され、県の非常勤特別職として活躍しています。

見守り活動と個人情報の保護

最近、民生委員・児童委員の方々から、行き過ぎた個人情報の保護のために、見守り活動が行いにくくなったというご意見をお聞きします。個人情報保護法において、個人情報とは「生存している個人」の情報とされており、そのものだけでは個人の特定ができない写真などは個人情報にはなりえないとされています。また、個人情報保護法は、個人情報の正しい取り扱い方法と個人情報を取り扱う事業者の義務を示すことを目的とし、個人情報の「安全な取り扱い」と「適切な利用」について規定しています。

ちなみに、個人情報と似て非なるものとして「プライバシー情報」というものがあります。この



プライバシー情報とは、①個人の私生活の情報、②一般の方が知らない情報、③本人が望まない情報、という3つの条件が重なると発生するものと言われています。このプライバシー情報は個人情報とは異なり、自分に関する情報をコントロールする権利として「民法」でも規定されているものです。そのため、ニュースで耳にするように、週刊誌などから不当にプライバシー権を侵害されたような場合には、「民法」における争いになることもあります。

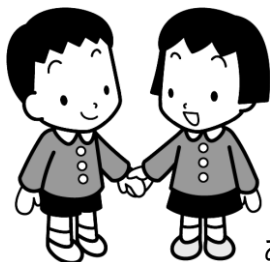


さて、今回のテーマの要、「見守り活動に対する個人情報保護法の影響」についてお伝えします。民生委員・児童委員はその業務の性質上、個人の情報に触れる機会が多くなります。それ故、民生委員法により、業務上知りえた秘密に関して「守秘義務」が課せられています。民生委員・児童委員は地域の方々安心して暮らせるようにお手伝いする立場ですから、本人の理解と同意が得られている場合には、民生委員・児童委員の「見守り活動」は個人情報保護法によって必要以上に制限を受けるべきものではありません。

むしろ、本人のために本当は個人情報の使用が必要な場合にも、世間一般に個人情報保護法に過剰に反応する風潮があるため、「見守り活動」が必要以上に制限を受けている場合があります。実際に、個人情報保護法への過剰反応の一例として、「学校で名簿が作れなくなった」、「自治会で名簿がつかれなくなった」といったことが起きています。

個人情報は本人に帰属するものですから、名簿に氏名や住所を掲載するかどうかは個人の判断に委ねられます。ただ、「不正に流出した個人情報やさまざまな名簿が悪徳業者の間で売買され、それが消費者被害の温床になっている。」という報道が毎日のようにメディアを賑わすことで、世間が個人情報保護に過剰に反応することを助長しているという見方もあるかもしれません。一部の悪徳業者のために、**顔の見えない関係**が地域に広がってしまうことは残念でなりません。

村井先生曰く、「リスク回避の観点からも個人情報の取り扱いが極めて大切なことには異論はありません。ただ、個人情報の**本人同意**について誤解が生じている点は申しあげたい。名簿作成を例に挙げれば、同意とは単に名簿を作成することに対する同意ではなく、名簿をどのように活用するのかの同意であることです。つまり、個人情報を提供する場合、**その情報が何のために役立つのか？をはっきりさせる事、あくまでもその目的に沿って限定的に使用する事、**が大切になる。その事を良く理解していただき、自分が必要と思える活動において、自分が信頼できる相手になれば個人情報はむしろ積極的に出してゆく事もあるのだと認識していただきたい。」とのこと。



した。

元々、自らのプライバシーを公開しても良いと思う場合、それは相手が信頼している親しい人であるからこそ、のことでしょう。個人情報の公開と信頼関係は表裏一体のもの。民生委員の方々の地道な努力によって築きあげられた信頼関係によって「見守り活動」が支えられているのだと思います。個人情報の保護に過剰に反応しないと暮らせない町ではなく、お互いの顔が見え、支えあえるような、安心して暮らせるまちづくりを目指していきたいと改めて感じま

(富永)

「老後の暮らし方」

一緒に考えてみませんか？



・老いと介護は誰にでもやってくる。でも、急に介護が必要になった時どうすればいいの？

5月、「ボランティア分科会」に、たすけあい栄の和泉香代子さんをお迎えし、「介護」をテーマにボランティアさんとケアプラザの職員で車座集会を行いました。



和泉さんからはたすけあい栄の長年の活動の中から、認知症高齢者や高齢のご夫婦のお話を例に挙げ、地域で生活していく上での大切な視点を熱く語っていただきました。その中で、「介護は全ての人にとって、はじめて起る経験！」であり、何かが起こってから慌てて考えるのではなく、むしろ事前に自分の生活のあり方を考えておくことが重要であるとの言葉が印象的でした。

・具体的にどういふことなのかという点、

本人の話に耳を傾け、本人が大切にしたいことを共に考える。

① どこで暮らしたい？・・・

「最後まで住み慣れた自宅で。」「安全面を考え、施設に。」

② 誰と暮らしたい？・・・

「夫(妻)と一緒に。」「子どもたちには迷惑かけたくない。」

③ 誰に介護してもらいたい？・・・

「娘にみてもらいたい。」「他人に見てもらいたい。」

④ これだけは続けたいということは？・・・

「大切な庭を守っていききたい。」

・では、その願いをかなえるには、どのような条件が必要なのか？一緒に考えてくれる人は誰？

そのようなことを考えていく中で、介護

者の想いや介護力、経済力、地域の支えあい(友人関係・近隣関係)を踏まえながら、自分の希望している生活を明確にしていくことが重要であると強調されていました。



・まずは自分の老後をじっくりと考えてみることから始めてみませんか？

ここまで話しあいが出来れば、今後の生活方針(Ⅱ介護方針)が現れてきます。方針が決まったら、今後の生活のプランを立てることはそれほど難しいことではないかもしれません。(もちろん、一筋縄ではいきませんが)

分科会の中でご紹介した「老後の生き方暮らし方ノート」は、和泉さんやボランティアさんたちのお話しの中で出てきた大切なことが幅広く網羅されています。「今後の自分の生活をどのようにしていきたいのか？」とても大きな課題ですが、この冊子はいくつものヒントを与えてくれると思います。ご興味、関心のある方は桂台ケアプラザまでお問合せ下さい。(梅田)

